

公立大学法人山梨県立大学地域人材養成センター長選考規程

(令和4年4月1日制定 法人第3221号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第32条第2項の規定に基づき、山梨県立大学地域人材養成センター長（以下「センター長」という。）の選考及び任期について必要な事項を定める。

(選考)

第2条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合にセンター長の選考を行う。

- (1) センター長の任期が満了するとき。
- (2) センター長が辞任を申し出たとき。
- (3) センター長が欠けたとき。

2 理事長は、前項第1号に該当する場合にあっては任期満了の日の30日前までに、同項第2号又は第3号に該当する場合にあっては速やかにセンター長の選考を開始するものとする。

(決定)

第3条 理事長は、専任の教授のうちから、学部長等の意見を聞いた上で、センター長を決定する。

(センター長の任期)

第4条 センター長の任期は2年とし、1回に限り再任することができる。

2 センター長が任期満了前に辞任し、又は欠員となった場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、センター長の選考に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。